

## 入札公告（建築工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 5 月 16 日

事業実施主体  
島根県厚生農業協同組合連合会  
代表理事会長 竹下 正幸 印



### 1. 競争入札に付する事項

- （1）事業主体：島根県厚生農業協同組合連合会
- （2）補助事業名：島根県農村検診センター整備費補助金（仮称）
- （3）工 事 名：島根県厚生農業協同組合連合会 健康管理センター新築工事
- （4）工事場所：島根県出雲市斐川町美南 1666 番地
- （5）工事概要：組合員・地域住民一人ひとりの健康維持・増進をはかり「農業生産・生活の土台となる健康」を守る新たな事業拠点施設
  - ①健診事務棟 鉄骨造 平屋建て 延床面積 866.0 m<sup>2</sup>
  - ②健診車両棟 鉄骨造 平屋建て 延床面積 397.0 m<sup>2</sup>
  - ③車庫棟 アルミ製 平屋建て 延床面積 40.6 m<sup>2</sup>
- （6）工 期：着 工：令和 元年 6 月 25 日  
（予定） 完 成：令和 2 年 2 月 28 日  
引渡し：令和 2 年 2 月 28 日
- （7）工事請負契約締結：  
本工事は民間（旧四会）連合協定工事請負契約書により、島根県厚生農業協同組合連合会と契約する。

### 2. 競争入札参加資格

- （1）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。（別紙「申立書」を提出すること）
- （2）経常利益が直近 3 年間連続赤字ではない者であること。
- （3）特定建設業許可を受けている者で、直近年度の国土交通省経営規模等評価結果において建築一式工事の総合評定値が 1,000 点以上であり、かつ直近年度における島根県建設工事等入札参加資格有資格名簿の建築一式工事の総合点数が 1,200 点以上であること。
- （4）再生・更正手続きをおこなった者でないこと（手続き終結後 10 か年を経過した者を除く）。
- （5）申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本工事のおこなわれる当該地域において行政ならびにその関係機関から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- （6）過去 1 年間、会計検査院から不当事項として指摘された工事等に関与していない（又は関与していた）ことを申し立てること。

- (7) 対象工事と同種の工事の元請施工実績があること。なお、実績の対象期間は過去5年分まで認める。
- (8) 一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者で、監理技術者資格者証を有する者を、本工事に専任で配置できること。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当窓口

名称：全国農業協同組合連合会西日本広域施設農住事業所

住所：岡山県岡山市北区磨屋町9番18-201号

電話：0853-73-9543

担当者：後藤 千昭 (西日本広域施設農住事業所島根施設農住事務所)

補助者：金山 裕一 (西日本広域施設農住事業所島根施設農住事務所)

：高見 朋久 (西日本広域施設農住事業所)

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア. 期間：令和元年5月17日(金)10時 ~ 令和元年5月30日(木)17時

イ. 場所：全国農業協同組合連合会西日本広域施設農住事業所島根施設農住事務所

(出雲市斐川町直江5030番地)

ウ. 電話：0853-73-9543

#### (3) 一般競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期間、場所及び方法

ア. 期間：令和元年5月17日(金)10時 ~ 令和元年5月30日(木)17時

イ. 場所：全国農業協同組合連合会西日本広域施設農住事業所島根施設農住事務所

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア. 日時：令和元年6月24日(月)10時

イ. 場所：J A島根厚生連 3階会議室 (松江市千鳥町15 コープビル)

ウ. 方法：上記場所に持参のこと。

### 4. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のおこなった入札、申請書または資料に虚偽の記載をした者のおこなった入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 5. 落札者の決定方法

予定価額の制限の範囲内で最低の価額をもって有効な入札をおこなった者を落札者とする。

## 6. 苦情申立て

本手続きにおける競争参加資格の確認その他の手続きに関し、当事業主体に対し苦情申立てをおこなうことが出来る。

## 7. その他

- (1) 詳細は入札説明書による。
- (2) 本公告は、島根県農村検診センター整備費補助金（仮称）の交付決定が前提となるため、契約締結日までに同補助金の交付決定がなかった場合には、契約の締結等について別途協議するものとする。

以上